

春夏秋冬

維新の強権的で偏った政治体質が顕著になっている。国会では民意に背を向けて政府とともに社会保障の切り捨てを推進し、ロシアのウクライナ侵攻に乗じて非核三原則の見直しや「核共有」に言及。女性候補者への外見的差別発言は旧態依然のシエンダー観を露呈している。民意を軽視し、人権意識を著しく欠く姿勢は、政党としての見識が問われる。

平和・憲法の問題をめぐっては、米国の核兵器を日本に配備する「核共有」を提言するなど、自公政権以上に軍拡施策をけん引。軍拡と連動

した改憲は、東アジアの軍事的緊張を高めるうえ、膨らむ防衛費が市民の権利や生活を圧迫する。国民の命をくらしが最優先にされる政治とは相いれない。医療・保健行政の分野では、大阪のコロナ対策を困難にした医療・保健行政の切り捨て施策を棚上げし、コロナ禍の医療を破壊する病床削減を進める医療法改定案と高齢者医療費2倍化法に賛成。

21・22年度 第14回 理事会報告 2021年5月14日

- 【報告事項】
・診療報酬改定関連では、▽4月から始まった年4回の歯科用貴金属価格の改定▽ロシア・ウクライナ情勢による歯科用貴金属の価格急騰を受けた5月の緊急改定▽中医協で保険者側から代替材料の保険適用を推進する意見がされた一などが報告された。
【協議・決定事項】
・新型コロナウイルス関連では、保団連医療研フォーラムに向けたアンケートを活用し、歯科医療機関に必要な対策を国や自治体に対して求めていく。
・75歳以上の医療費窓口負担2割化阻止署名について、5月、6月の中央要請行動で紹介議員の取り付け、署名を提出する。前回の保険でより良い歯科署名の集約数を超えることを目標に、役員と事務局員による会員訪問に取り組む。
・7月の参議院選挙で75歳以上の医療費窓口負担2割化問題を争点化していくために、保団連「参院選リーフ」を活用、候補者アンケートに取り組む。
・その他、オンライン資格確認等の学習会の開催、新憲法署名を推進する。
・第58回評議員会準備として、2021年度決算や収支差額処理案、2022年度予算案などの議案を承認した。5月21日に開く評議員会に提案する。

強権政治に未来託せない

維新の政治体質

ベルのコロナ死者数となる事態を繰り返している。検査や公衆衛生を軽視し、病床の大幅削減を強行した維新の責任は重い。大阪のコロナ対策は国頼みで府独自の施策は乏しい。これまでの保健所つぶしや病院統廃合、公衆衛生監視の医療・保健行政の切り捨てを改める様子はない。

住民の民意を軽視した強硬姿勢は目に余る。コロナ感染拡大期の住民投票やカシノIR関連事業への税金の投入、2度の住民投票結果を無視した一元化条例案の採決強行などに象徴される。

国民の声を傾けない政治には未来を託せない。7月の参院選では国民の命と健康、くらしを守る一人ひとりの慎重な判断が問われている。

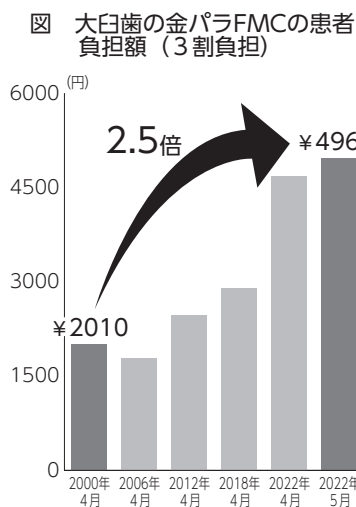
省金パラ7月に随時改定 厚労省1割302円引き上げ

中央社会保険医療協議会(中医協)総会は18日、7月に予定される臨時改定の歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金パラ)の告示価格に關し、現行の3413円(1割)を302円引き上げ、3715円とすることを決定。30割当たりでは、10万2390円から11万1450円と9060円の引き上げとなる。

00年4月の2010円に対し、5月の緊急改定では4965円と2.5倍に増加している(図)。保団連の調査では、コ

22年間で患者負担倍増

患者負担の軽減急務



告示価格の上昇は患者の窓口負担の増加に直結する。窓口負担割合が3割の患者が全部金属冠(FMC)を大臼歯にセッした場合は、FMCにかかる患者負担は、20

マイナナンバーカードの保険証利用(オンライン資格確認)が低調だ。2021年10月からオンラインの本格運用が始まったが、厚労省の資料によると4月10日時点の運用開始施設数は全国の医療機関・薬局の16.5%(3万7864施設)。

普及進まず運用11.3% 窓口負担増で低迷に拍車

医療現場におけるオンラインの利用自体も進んでいない。昨年10月〜12月の3カ月でマイナナンバーカードを使ったオンラインは25万9946件あったが、取得・活用した場合に初診時7点、再診時4点の総レセプト枚数に対する割合で考えればわずか0.05%に過ぎない。直近の3月実績でも1週間に1医療機関あたり1人に満たない算定状況であり、全く利用されていない。拍車がかかっている。

カードリーダーのキャンセル方法

オンラインの医療機関向けのポータルサイトから申し込み済みの医療機関は、申し込み当月中は同サイトから注文の取り消しが可能。翌月以降や書面で申請した場合は、カードリーダーの製造状況によって異なるため、コールセンター(TEL0800-0800-4583)に問い合わせる。

医院経営

転ばぬ先の法律相談

外国人旅行者の患者さんへ診療で注意すべき点はありませんか？

第27回 外国人旅行者の診療の注意点は？

診療拒否は不可・後払いはトラブルの元に

外国人旅行者の患者さんへ診療で注意すべき点はありませんか？

コロナ禍前は訪日外国人旅行者が急激に増えていました。応招義務関係では、単に患者の国籍・国籍、宗教のみを理由に診療しないことは正当化されず、正当化事由は、基本的には日本人患者の場合と同じです。しかし、外国人患者の場合、言語・コミュニケーション、宗教上の理由で信頼関係維持に困難を来す場合や、更には治療費支払いを巡るトラブルも少なくないようです。

言語の問題では、問診、治療内容の説明義務は、外国人旅行者の場合、治療費支払の問題です。(弁護士 宮本亜紀)



イラスト・辻井タカヒロ